

八郷小学校いじめ防止基本方針



令和5年4月
四日市市立八郷小学校

はじめに

本校では、四日市市いじめ防止基本方針に基づき、「いじめの防止」等を推進するための取組みについてまとめるとともに、「重大事態」等に対処するために、八郷小学校いじめ防止基本方針を策定します。

併せて、「いじめが起こった場合のフロー図」や「八郷小学校いじめ防止対策年間計画」を示します。

いじめの定義（法第2条）

いじめとは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

※個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。

例えば、いじめられていても本人が否定することもある。そのため、背景にある事情の調査を行い、表情や様子をきめ細かく観察し、いじめに該当するか否かを判断する。

好意から行ったことで、意図せず相手側に心身の苦痛を感じさせた場合も、法が定義するいじめには該当する。ただし学校は、いじめという言葉を使わずに指導することなど柔軟な対応も可能である。

第1章 学校におけるいじめ防止等に関する取組について

1 いじめの防止

児童が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行います。

併せて、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、お互いを認め合える人間関係・学校風土をつくっていきます。

（1）学ぶ楽しさや充実感を味わえる『授業づくり』

児童一人ひとりを大切にするため、補充指導の充実を図る等、基礎・基本の確実な習得のためのきめ細かな指導を推進します。

（2）『集団づくり』

①規範意識が高く、正義感のある「集団づくり」

朝明中学校区学びの一体化の取組みの一環として、社会のルールを守り、学校のきまりや学習規律を守ることでできる規範意識の共通認識を図ります。

②良好な人間関係がある「集団づくり」

学級や学校をすべての児童が安心・安全に生活できる場所にします。また、日々の授業や行事等において、すべての児童が共に高め合い、活躍できる場面を設定していきます。

さらに、人とかかわる喜びを味わい、心の通じ合うコミュニケーション能力を育むため異年齢交流を行うとともに、児童の主体的な活動を重要な取組みとして位置づけ、いじめのない学校づくりを推進します。

2 いじめ防止啓発

- (1) 『『いじめ』に関する指導の手引』を有効活用します。
手引を基にして、いじめについての共通理解を図ります。また、「いじめ発生時の基本的な対応図」により、予防対策、早期発見、早期対応、解決を図るまでの対応を明確にします。
- (2) 「いじめや差別をなくすために私たちにできること～見直そう、振り返ろう～自らの人権感覚（学校関係者編）」等を活用し、教職員自身のいじめに対する人権意識を見直すための研修会を実施します。
- (3) いじめに関するリーフレット「いっしょに考えよういじめ問題（保護者編）かけがえのない子どもたちのために（各種相談機関一覧掲載）」を保護者に配付し、学校とともにいじめ問題について考える機会とします。
- (4) 国立教育政策研究所作成「いじめのない学校づくり」「いじめと向き合う」「いじめと暴力」「いじめ追跡調査 2010 - 2012 いじめについて、正しく知り、正しく考え、正しく行動する」「学校と警察等との連携」を有効活用します。
- (5) 4月・11月を「いじめ防止啓発月間」とします。啓発活動の一環として、いじめ防止啓発ポスター等を作成するなど、全校で意識の高揚を図ります。
- (6) 各種相談機関を周知します。
 - ① 四日市市教育委員会
いじめや体罰等に関する相談（059-354-8169）
いじめ相談メール（<http://www.city.yokkaichi.mie.jp/y-ijimesoudan/>）
不登校や発達障害に関する相談（059-354-8285）
 - ② こども未来部青少年育成室
青少年と家庭の悩み相談（059-352-4188）
 - ③ 四日市人権センター
人権に関する相談（059-354-8610）
 - ④ 北勢少年サポートセンター
被害少年の悩み、問題行動等（059-354-7867）
 - ⑤ 北勢児童相談所
児童虐待、不登校、養育等（059-347-2030 夜間059-347-2052）
 - ⑥ 文部科学省
24時間子どもSOSダイヤル（0120-0-78310）

3 いじめの早期発見

いじめは、大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多いため、些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持ち、早い段階からの的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知していきます。

(1) 日常的な取組み

- ①教職員は、日常的な児童との対話や観察、連絡帳等から児童の変化やサインを逃すことのないように努めていきます。
- ②いじめ等問題行動が発生しにくい、信頼で結ばれた人間関係のある学級・学年経営に努めます。
- ③管理職や教職員は、校内を巡回し安全対策を行います。

(2) 児童に、毎学期に1回以上の「いじめ調査」と面談等を実施し、いじめの状況を把握します。いじめの認知件数が零であった場合は、当該事実を児童生徒や保護者向けに公表し、検証を仰ぐことで認知漏れがないか確認します。

(3) 3年生以上の児童に、「学級満足度調査（Q-U調査）」を年2回実施し、一人ひとりの状況及び学級の状況を把握します。

(4) 教育相談を実施しています。

- ①「いじめ調査」「学級満足度調査（Q-U調査）」を基にして、教職員が児童一人ひとりに対して面談による教育相談を毎学期実施し、児童の不安や心配事等心の状況を把握します。
- ②『「いじめ」に関する指導の手引』の「いじめ早期発見のためのチェックリスト」を活用します。

(5) スクールカウンセラー（臨床心理士等）とともに、被害児童の心のケアを最優先に行います。また、必要に応じて、加害児童のケアも行います。

(6) 学校だけの解決が難しい対応に対しては、スクールソーシャルワーカー等の専門家を要請し、問題解決に向けて取り組みます。

(7) 被害児童の心のケアに対しては、必要に応じ、臨床心理士の派遣を教育委員会へ依頼します。

(8) インターネットやスマートフォン等を使ったネットいじめ対策をします。

- ①小学校低・中・高学年用のデジタル教材「事例で学ぶ Net モラル」（学校・園データベース参照）を道徳科・特別活動・総合的な学習の時間等で活用します。
- ②教職員は「ネットモラル」研修会へ積極的に参加します。
- ③PTA活動の一環として、「インターネットやスマートフォン等の安全な使い方」等の保護者研修会を実施します。

(9) いじめに関する通報及び相談を受けた者は、通報または相談を行った者への個人情報適切に保護します。また、迅速に事案に対応するため、必要に応じて、関係機関等と情報共有を行います。

4 いじめ事案に対する対応

(1) いじめを発見、通報を受けた場合は、速やかに「八郷小学校いじめ防止対策委員会」に報告し、対応を協議します。

(2) 被害児童を全面的に支え、守る姿勢で対応します。

(3) 被害児童からの聞き取り及び保護者への報告を行い、保護者とともに解決を図ります。

(4) 加害児童からの聞き取り及び保護者への報告を行い、相手への謝罪を含め保護者とともに解決を図ります。

(5) 周囲の児童からの聞き取りとともに、観衆的・傍観的立場に立つことが、いじめの助長につながることにについて、学級、学年、学校全体に指導します。

(6) 教育委員会に第1報をいれるとともに、対応策について継続的に指導・助言を受けます。

(7) 犯罪行為として扱う必要のある事案については、早期に警察に相談し、連携して対応します。

(8) いじめの解消要件については、いじめに係る行為が止み、相当期間（少なくとも3か月）継続していることとします。また、被害児童生徒が、心身の苦痛を感じていないことを面談等で確認します。

第2章 いじめ防止のための校内組織

1 校内組織

(1) 「八郷小学校いじめ防止対策委員会」を設置します。

① 構成員は、管理職、生徒指導部長、担任、該当学年担任、教育相談担当、養護教諭、スクールカウンセラーとします。なお、必要に応じて、学校づくり協力者会議代表や学校運営協議会代表が委員会に参加を依頼します。

② いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、把握したいじめ事案について、「事実確認」「指導方針」「具体的な取組み」により、早期に解決を図ります。

③ いじめの事実を明確にするための調査等を実施し、集約及び整理をして、児童及び保護者、教育委員会に報告します。

④解決を図るため、教育委員会に継続的に報告をするとともに、指導・助言を受けます。

(2)「生徒指導部会」を行っています。

①構成員は、各学年生徒指導担当です。

②学校等で発生する様々な問題行動等について情報交換するとともに、対応策や指導方法について協議しています。いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、把握したいじめ事案について、「事実確認」「指導方針」「具体的な取組み」により、早期に解決を図ります。

2 学校関係者及び各種団体との連携

学校は、平素から学校関係者及び地域の様々な方や団体と連携していきます。

(1) P T A及び学校づくり協力者会議又は学校運営協議会と協働していきます。

(2) 事案により、保育園、幼稚園、小学校、他の中学校と連携し、情報共有を行います。

(3) 主任児童委員、民生委員児童委員、青少年育成協議会、社会福祉協議会、自治会、市民センター等と連携していきます。

(4) 学校自己評価及び学校関係者評価において、いじめに係る検証を行います。

第3章 保護者と児童の役割

1 保護者

保護者として、いじめに対する基本認識について共通理解し、学校と協力して、いじめをしない、させないしつけをお願いします。また、教育基本法（第10条）には、保護者は、子の教育について第一義的責任を有していることから、生活に必要な習慣を身につけさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図ることが務めであると明記されています。

(1) どの児童も、いじめの加害者にも被害者にもなりうることを意識し、いじめに加担しないよう指導に努め、また、日頃からいじめ被害など悩みがあった場合は、周囲の大人に相談するよう働きかけてください。

(2) 児童のいじめを防止するため、学校や地域の人々など児童を見守っている大人との情報交換に努めるとともに、根絶を目指し互いに補完しあいながら協働して取り組んでください。

(3) いじめの発見またはいじめのおそれがあると思われるときは、速やかに学校や関係機関等に相談または通報してください。

2 児童

- (1) 一人ひとりが、自己の夢を達成するため、何事にも精一杯取り組むとともに、他者に対しては思いやりの心を持ち、自らが主体的にいじめのない学校づくりに努めてください。
- (2) 周囲にいじめがあると思われるときは、当該の児童に声をかけることや、周囲の人に積極的に相談することなどに努めてください。

第4章 関係機関との連携

1 警察との連携

学校は、学校警察連絡制度（平成16年4月協定締結）により、警察と連携して問題の解決を図ります。

- (1) 四日市北警察署（生活安全課）
- (2) 北勢少年サポートセンター
- (3) 大矢知地区交番

2 他の関係機関との連携

学校は、事案に応じて、様々な関係機関と連携して適切な解決を図ります。

- (1) 北勢児童相談所
- (2) 四日市市子どもの虐待及び配偶者からの暴力防止ネットワーク会議
- (3) 四日市市人権センター
- (4) こども保健福祉課家庭児童相談室
- (5) 男女共同参画課
- (6) 文化国際課多文化共生推進室
- (7) 津地方法務局四日市支局及び四日市人権擁護委員協議会

第5章 重大事態発生時の対処（いじめ防止対策推進法第28条）

学校は、下記の重大事態が発生した場合には、直ちに教育委員会に報告するとともに、調査を実施します。また、当該の児童及びその保護者に対し、調査に係る事実関係等の必要な情報を適切に提供します。

- (1) いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - ① 児童が自殺を企図した場合
 - ② 身体に重大な障害を負った場合
 - ③ 金品等に重大な被害を被った場合
 - ④ 精神性の疾患を発症した場合
- (2) いじめにより当該学校に在籍する児童が、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

八郷小学校いじめ防止対策年間計画

□：教師の活動 ○児童の活動 ◇保護者の活動

学期	月	取組内容	指導のポイント
1 学 期	4 月	<input type="checkbox"/> ：学校間、学年間の情報交換及び指導記録の引継ぎ <input type="checkbox"/> ：指導方針及び指導計画等の策定と共通理解 <div style="text-align: center;">【いじめ防止対策委員会・職員会議】</div> <input type="checkbox"/> ○：学級開き（人間関係づくり・学級のルールづくり） <div style="text-align: center;">【始業式・学級活動】</div> <input type="checkbox"/> ◇：保護者へ『いじめ防止対策』に向けた取組説明及び啓発 <div style="text-align: center;">【PTA 総会】</div> <input type="checkbox"/> ○：春の遠足を通じた人間関係づくり <div style="text-align: center;">【学校行事・学級活動】</div>	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめの被害者と加害者の関係を確実に引き継ぐ。 ・全校体制で指導するために、共通理解を図る。 ・学校は、いじめ問題について真摯に取り組む姿勢を児童・保護者に対し示す。 ・班編成等、児童の活動場面に留意する。
	5 月	<input type="checkbox"/> ◇：保護者へ『いじめ防止対策』に向けた取組説明及び啓発 <div style="text-align: center;">【家庭訪問】</div> <input type="checkbox"/> ○：Q-U 調査の実施と活用 <div style="text-align: center;">【学級活動】</div> <input type="checkbox"/> ◇：地域へ『いじめ防止対策』に向けた取組説明及び啓発 <div style="text-align: center;">【学校運営協議会】</div>	<ul style="list-style-type: none"> ・学校は、いじめ問題について真摯に取り組む姿勢を保護者に対し示す。 ・Q-U 調査は、行事の前後を避けて実施する。 ・学校は、いじめ問題について真摯に取り組む姿勢を地域に対し示す。
	6 月	<input type="checkbox"/> ○：いじめ調査〈学校〉の実施と活用 <input type="checkbox"/> ○：教育相談の実施 <div style="text-align: center;">【学級活動】</div> <input type="checkbox"/> ○：話し合い活動『学級の課題について』 <div style="text-align: center;">【学級活動】</div> <input type="checkbox"/> ○：学年行事（自然教室等）を通じた人間関係づくり <div style="text-align: center;">【学年行事・学級活動】</div> <div style="text-align: center; margin-top: 10px;">↓</div>	<ul style="list-style-type: none"> ・6月は、児童の人間関係に変化が表れやすい時期であるため、児童の様子を把握しておく。 ・1学期の折り返しの時期であるため、学級の課題を教師と児童が共有し、今後の活動に活かしていく。
	7 月	<input type="checkbox"/> ○：話し合い活動『1学期のふり返り』 <div style="text-align: center;">【学年・学級活動】</div> <input type="checkbox"/> ○1学期の生徒指導のふり返り <div style="text-align: center;">【職員会議】</div>	<ul style="list-style-type: none"> ・1学期の活動をふり返り、いじめ防止対策の点検を行う。 ・1学期をふり返り、生徒指導上の課題を教師間で共有し、2学期へつなげる。
2 学 期	8 月	<input type="checkbox"/> ：いじめや教育相談等に係る研修会への参加 <div style="text-align: center;">【夏季研修会等】</div> <input type="checkbox"/> ：Q-U 調査の分析と共通理解 <input type="checkbox"/> ：2学期の生徒指導について共通理解 <div style="text-align: center;">【校内研修会】</div> <input type="checkbox"/> ：夏休み明け児童の様子把握	<ul style="list-style-type: none"> ・各研修会で、いじめや教育相談等についての研修を深め、今後の指導に活かしていく。 ・夏休み明けの児童の様子を注意深く観察する。
	9 月	<input type="checkbox"/> ○：いじめ調査〈市教委〉の実施と活用 <input type="checkbox"/> ○：Q-U 調査の実施と活用 <input type="checkbox"/> ○：教育相談の実施 <div style="text-align: center;">【学級活動】</div> <div style="text-align: center; margin-top: 10px;">↓</div>	<ul style="list-style-type: none"> ・Q-U 調査は、行事の前後を避けて実施する。
	10 月	<input type="checkbox"/> ○：運動会を通じた人間関係づくり <div style="text-align: center;">【学校行事・学級活動】</div>	<ul style="list-style-type: none"> ・行事に向けた活動において、児童の様子を注意深く観察する。
	11 月	<input type="checkbox"/> ○：いじめ防止啓発月間 <div style="text-align: center;">【児童会活動】</div> <input type="checkbox"/> ○：学年行事（修学旅行等）を通じた人間関係づくり <div style="text-align: center;">【学年行事・学級活動】</div>	<ul style="list-style-type: none"> ・児童が主体となって、いじめ防止に向けた取組を進める。 ・教師は、児童が主体となって活動ができるように活動意欲と自覚を促す支援を行う。

		○：話し合い活動『学級の課題について』 【学級活動】	・2学期の折り返しの時期であるため、学級の課題を教師と児童が共有し、今後の活動に活かしていく。
	12月	□○◇：『教育活動に関するアンケート』の実施 【アンケート】 □○：話し合い活動『2学期のふり返り』 【学年・学級活動】 □：2学期の生徒指導のふり返り 【職員会議】	・児童・保護者の意見をきき、生徒指導上の課題を明確にし、今後の活動に活かしていく。 ・2学期の活動をふり返り、いじめ防止対策の点検を行う。 ・2学期をふり返り、生徒指導上の課題を教師間で共有し、3学期へつなげる。
3学期	1月	□：冬休み明け児童の様子把握 □○：いじめ調査〈学校〉の実施と活用 【学級活動】 □○：教育相談の実施	・夏休み明けの児童の様子を注意深く観察する。
	2月	○：話し合い活動『学級のまとめに向けて』 【学級活動】	・新年度の学級編成に向け、人間関係に不安を感じている児童の様子に注意する。
	3月	□○：話し合い活動『一年間のふり返り』 【学級活動】 □：指導記録の整理、次学年への引継ぎ資料作成 □：指導方針及び指導計画の点検と申し送り 【いじめ防止対策委員会・職員会議】 □：保・幼・小・中の連絡会	・いじめに関する情報を確実に引継ぐための資料を準備しておく。 ・一年間をふり返り、次年度に指導に向けた準備を進める。

いじめが起こった場合のフロー図

